

## 公園内行為許可申請書

令和 年 月 日

(宛先)指定管理者

株式会社ワールドインテックパークマネジメント事業本部

さいたま市都市公園

施設長	係
決算	受付
決算日	月 日

団体名

住所

申請者氏名

電話番号 ( )

[法人又は団体にあつては、事務所の所在地名称及び代表者の氏名]

次のとおり公園内における行為の許可を受けたいので申請します。

行為の目的	競技会、展示会、博覧会、祭礼その他これらに類する催しを行うため都市公園の全部又は一部を独占して利用する行為	
行為の期間	令和 年 月 日 ( ) ~ 予備日 令和 年 月 日 ( ) まで ( )	日間
行為の場所又は利用する公園施設		
行為の内容		
さいたま市都市公園条例施行規則第3条に定める事項	1. 開催時間 【 時 分 ~ 時 分】	
	2. 料金・会費 【 円】	
	3. 参加予定人員【 名】	
	4. 使用する主な物品及び機械【 】	
	5. 利用面積 【 m× m× 区画= m <sup>2</sup> 】	
※詳細の分かる企画書、資料等を別途提出してください。		
現場責任者	氏名	当日連絡の取れる電話番号 ( )
	住所	

利用料金等減額(免除)申請書

次のとおり利用料金の減額(免除)を受けたいので申請します。

減免(免除)を受けようとする理由	
減免(免除)を受けようとする金額	

申請に当たっては、次の内容をご確認の上、□に✓を記入してください。  
□使用に当たっては、さいたま市公園条例の法令および公園管理者の指示を遵守し、節度ある公園の使用を約束します。  
□秩序または風俗を乱す行為や公園等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。  
□さいたま市暴力団排除条例に基づき、本公園等の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、仕様を許可されず、取り消されても異議のないことを誓約します。

注意

- 公園内行為許可申請につきまして、原則として行為同一日の3か月前より受付が可能となります。
- 公園施設利用料金につきまして、原則としてキャンセルの場合でもお支払いいただきます。
- さいたま市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため(許可後においても)必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名、申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 団体申請の場合は役員名簿等の提出を求めることがあります。
- その他指定管理者が必要と認めた書類を求めることがあります。

【個人情報の取扱いについて】ワールドインテック「個人情報保護方針」に従い適正な管理を行い、個人情報の保護に努めます。

取得した個人情報は、公園内行為許可に関わる業務のため利用します。

【個人情報問合せ先】株式会社ワールドインテック パークマネジメント事業本部 管理部

愛媛県西条市大町1705番地1 TEL:(0897)56-0010